いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドライン
（公表ガイドライン）

令和8年　9月

守口市教育委員会

目次

1　公表ガイドラインについて 2

2　公表についての基本的な考え方と意義・配慮事項 2

（1）基本的な考え方 2

（2）公表の意義 2

（3）公表に伴う配慮事項 2

（4）市教育委員会の方針について 2

3　関係者に対する説明と意向確認 3

（1）対象児童生徒・保護者への説明 3

（2）関係児童生徒・保護者への説明 3

（3）専門家等の意見聴取 3

4　公表する場合の方法及び内容について 3

（1）公表方法について 3

（2）公表資料について 3

（3）個人情報の取扱いについて 3

（4）公表する期間 4

5　公表資料作成から公表までの流れ 4

（附則） 4

1 公表ガイドラインについて

このガイドラインは、守口市教育委員会（以下「市教育委員会」といいます。）が、いじめ防止対策推進法第 28 条第1項に規定する重大事態に係る調査結果の公表に関する必要な事項を定めるものです。これにより、調査結果の適切な取扱いを確保し、児童生徒の権利利益の保護を目的とします。

市教育委員会は、本ガイドラインに則り公表の可否を決定しますが、今後も法令の改正や国の指針の変更、運用状況等を踏まえ、必要に応じて改定します。

2 公表についての基本的な考え方と意義・配慮事項

（1）基本的な考え方

調査結果の公表は、法令上の義務ではありませんが、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）」では、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい」としています。市教育委員会としても、この考え方に準じます。

（2）公表の意義

① 社会全体でいじめの問題を考えるきっかけとし、市民とともに再発防止を含むいじめ防止対策に取り組むこと
② 開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた環境を構築すること
③ 学校や市教育委員会が、適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に活用すること
④ 調査結果の公正性・中立性を確認し、信頼性を保持すること

（3）公表に伴う配慮事項

① 個人の特定による関係者への二次被害
② インターネット上での情報拡散等による人権侵害
③ 関係する全ての児童生徒の心身の回復や成長、また当事者間の関係への影響

（4）市教育委員会の方針について

市教育委員会は、公表の意義と配慮事項を総合的に勘案し、以下の3点を重視して、調査結果の公表の可否を判断します。

① 対象児童生徒または保護者が公表を望まない場合は、原則として公表しません。
② 公表により、関係する児童生徒の学校生活や心身の回復に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、公表しないことがあります。
③ 個人の特定につながるおそれがある情報が含まれ、適切に加工することが困難な場合は、公表しないことがあります。

3 関係者に対する説明と意向確認

（1）対象児童生徒・保護者への説明

対象児童生徒及び保護者には、公表の目的、内容、方法、期間等について、十分な説明を行い、公表に関する意向を確認します。

（2）関係児童生徒・保護者への説明

関係児童生徒及び保護者には、調査結果の概要を報告するとともに、公表の目的を十分に説明し、理解を得るよう努めます。

（3）専門家等の意見聴取

必要に応じて、調査組織（第三者委員会など）や、弁護士、医師、心理・福祉の専門家等の有識者の意見を聴取し、判断の参考とします。

4 公表する場合の方法及び内容について

（1）公表方法について

守口市公式ホームページへの掲載

（2）公表資料について

調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者の意向や事案の内容に応じて調整しながら、公表資料を作成します。

（3）個人情報の取扱いについて

公表資料には、個人の特定できる情報（氏名、生年月日など）や、心身の状況、家庭環境等の個人情報は含めません。その他、公表による関係者の権利や利益を害するおそれがあると市教育委員会が判断する情報も非公表とします。

これにより、インターネット等での情報拡散による誹謗中傷や人権侵害を防ぎ、関係す

る全ての児童生徒の健やかな成長が阻害されないように配慮します。

（4）公表する期間

　公表期間は、原則として3か月間とします。ただし、状況に応じて期間を変更する場合があります。

5　公表資料作成から公表までの流れ

① 市長による再調査の判断を受けた後、以下の通り対応する
　ア 再調査あり → 市長部局による再調査へ
　イ 再調査なし → ②公表資料の作成へ
② 公表資料の作成
③ 対象児童生徒及び保護者への説明
④ 関係児童生徒及び保護者への説明
⑤ 市教育委員会による公表内容の確認及び調整
⑥ 公表

（附則）

このガイドラインは、令和8年9月1日から施行します。